

公 示

令和2年3月10日
国立研究開発法人水産・研究教育機構
総務部長 高橋 宏昌

下記の業務について、実施者を募集します。応募をされる方は、本公示内容及び各種添付書類記載事項を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 企画競争に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 件 名 | 本部事務所の賃貸借 |
| (2) 仕 様 等 | 詳細は別紙仕様書のとおり |
| (3) 契約締結時期 | 令和2年4月(予定) |
| (4) 賃貸借開始時期 | 令和2年9月(予定) |
| (5) 入居開始時期 | 令和2年11月(予定) |
| (6) 賃 貸 借 期 間 | 賃貸借開始日から令和7年3月31日(更新する場合がある) |
| (7) 賃料(共益費込) | 年額6,000万円以内(12ヶ月分)とする
(消費税及び地方消費税含む) |

2. 応募資格

- (1) 国立研究開発法人水産・研究教育機構契約事務取扱規程(改正平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度の国立研究開発法人水産・研究教育機構競争参加資格の競争参加資格における「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」、「その他」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (3) 国立研究開発法人水産・研究教育機構理事長から物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 国立研究開発法人水産・研究教育機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することができる者であること。

3. 応募に係る説明会等

質疑がある場合には、令和2年3月17日までに下記6. あてにファックス又はメールにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表することにより応募に係る説明会に代える。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

4. 提出書類

①上記2. (2) が確認できる書類として、競争参加資格確認通知書写し

②企画提案書（応募要領別紙様式1）

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写し等、認定状況のわかる資料を提出すること。（任意）

5. 企画提案書の作成等

企画提案書の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しない。

また、企画提案書等は採点等本業務にかかる事務手続き以外の目的で応募者に無断で使用しない。

企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

6. 書類の提出場所等

(1) 提出期限 令和2年3月25日 12時00分

（郵便の場合は書留郵便（一般書留又は簡易書留）とし、必着のこと。）

(2) 提出部数 紙媒体で1部

なお、提出書類は機構が複写機を使用して審査委員会に必要な部数を用意するため、製本は行わずクリップ等で留めたものを提出すること。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クィーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産・研究教育機構総務部契約課 池田

電話：045-227-2762

FAX：045-227-2703

7. 提案書のプレゼンテーションの日時及び場所

令和2年3月25日において、上記6にて提出した提案書のプレゼンテーションを神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クィーンズタワーB15階 国立研究開発法人水産・研究教育機構会議室で行う。

なお、詳細は別途調整する。

8. 企画提案書等の審査方法及び審査基準

機構内に設ける審査委員会において、応募要領別添で定める審査項目及び審査基準に従い審査する。

9. 候補者の決定及び通知等

上記8.の審査において、最も適した物件を提案したと認められる者を契約予定者とする。

承認された相手方には当該結果を通知する。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産・研究教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産・研究教育機構との契約等に当たっての注意事項」

(URL : http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本企画競争の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか 1 箇所に 1 回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

「本部事務所の賃貸借」仕様書

本件に求める仕様等は下記のとおりである。物件の企画提案にあたっては下記仕様を満たすよう提案すること。

記

1. 物件仕様等

(1) 契約日程等

- ① 契約の種類：普通賃貸借契約
- ② 契約締結時期：令和2年4月（予定）
- ③ 賃貸借開始時期：令和2年9月（予定）
- ④ 入居開始時期：令和2年11月（予定）
- ⑤ 賃貸借期間：賃貸借開始日から令和7年3月31日まで
（更新する場合がある。）

(2) 個別的条件

- ① 賃料（共益費込）
総額6,000万円／年を上限とする。（税込、12ヶ月分）
- ② 所在地
神奈川県横浜市内で現事務所から徒歩及び公共交通機関で概ね30分以内であること。
- ③ 最寄駅からの距離
徒歩で概ね10分以内であること。
- ④ 利便性
農林水産省（東京都千代田区霞が関）へ徒歩及び公共交通機関で概ね60分以内であること。
- ⑤ エレベーター
2階以上の物件の場合、賃貸借オフィスフロアまでエレベーターが設置されていること。
- ⑥ 賃貸借面積、フロア数及び入居予定人員
賃貸借面積は370坪以上。フロア数は3フロアまで。入居予定人員は約170名。
- ⑦ 制約条件
入居の継続に影響を与える（あるいは支障を来す）再開発等の計画がないこと。
- ⑧ 耐震基準
1981年6月施行の新耐震基準（耐震等級2級以上）を満たしていること。
- ⑨ 賃貸借オフィス使用時間
平日・休日等にかかわらず24時間使用可能であること。（定期メンテナンスに係る全館停電等に必要な日を除く）。
- ⑩ オフィスセキュリティ
賃貸借オフィスに入室する際、セキュリティが十分保たれていること。あるいは、独自のセキュリティシステムが設置可能であること。
- ⑪ 建物警備
24時間警備（有人又は機械等）体制を備えていること。

- ⑫ OAフロア
電気配線、LAN配線等を床下に配線可能であり、配線変更が容易なOAフロアであること。
- ⑬ 重量物設置
スライド書庫、耐火金庫等の重量物を設置する可能性があるため、床補強等が可能であること。
- ⑭ 空調設備
十分な空調能力を有すること。また、サーバ用個別空調の設置が可能であること。
- ⑮ 通信設備
 - ・一般的な電話、電気、テレビ、インターネット等が使用できること。
 - ・通信用光ケーブルが使用できること。
- ⑯ その他設備
 - ・トイレを有し、男女別であること。
 - ・給湯室、バリアフリーがあることが望ましい。
 - ・屋上に防災用パラボラアンテナの設置が可能であること。
- ⑰ 周辺環境
 - ・貸会議室が物件内若しくは近隣にあることが望ましい。
 - ・郵便局、銀行窓口が近隣にあることが望ましい。

2. 問い合わせ先

〒220-6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

国立研究開発法人水産・研究教育機構総務部契約課 池田

電話：045-227-2762 ファクシミリ：045-227-2703

「本部事務所の賃貸借」に係る企画競争応募要領

1. 総 則

国立研究開発法人水産研究・教育機構の企画競争公示「本部事務所の賃貸借（令和2年3月10日付け）」に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2. 担当部局

〒220-6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クィーンズタワーB15階
国立研究開発法人水産・研究教育機構総務部契約課 池田
電話：045-227-2762 ファクシミリ：045-227-2703

3. 企画競争に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件 名 | 本部事務所の賃貸借 |
| (2) 仕 様 等 | 詳細は別紙仕様書による。 |
| (3) 契約締結時期 | 令和2年4月（予定） |
| (4) 賃貸借開始時期 | 令和2年9月（予定） |
| (5) 入居開始時期 | 令和2年11月（予定） |
| (6) 賃貸借期間 | 賃貸借開始日から令和7年3月31日（更新する場合がある） |
| (7) 賃料（共益費込） | 年額6,000万円以内（12ヶ月分）とする。
（消費税及び地方消費税含む） |

4. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 国立研究開発法人水産・研究教育機構契約事務取扱規程（改正平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度の国立研究開発法人水産・研究教育機構競争参加資格の競争参加資格における「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」、「その他」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (3) 国立研究開発法人水産・研究教育機構理事長から物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 国立研究開発法人水産・研究教育機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することができる者であること。

5. 応募に係る説明会等

質疑がある場合には、令和2年3月17日までに下記6.あてにファックス又はメールにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表することにより応募に係る説明会に代える。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び

法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 提出書類

- ①上記4. (2) が確認できる書類として、競争参加資格確認通知書写し
- ②企画提案書（応募要領別紙様式1）
- ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写し等、認定状況のわかる資料を提出すること。（任意）

7. 企画提案書の作成に当たっての留意事項

- ・企画提案書（以下「提案書」という。）は応募要領別紙様式1「企画書記載事項」により作成すること。
- ・提案書はA4版にて片面印刷すること。
- ・企画提案の内容をより具体的・客観的に説明するための資料として補足資料を提案書に含めて提出して差し支えない。なお、その場合はどの項目に対する補足資料であるかを容易に確認できるようにすること。
- ・企画提案は賃貸借物件1件限りとし、同一者による複数の提案はできないものとする。

8. 書類の提出場所等

(1) 提出期限 令和2年3月25日 12時00分

（郵便の場合は書留郵便（一般書留又は簡易書留）とし、必着のこと。）

(2) 提出部数 紙媒体で1部

なお、提出書類は機構が複写機を使用して審査委員会に必要な部数を用意するため、製本は行わずクリップ等で留めたものを提出すること。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クィーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産・研究教育機構総務部契約課 池田

電 話：045-227-2762

F A X：045-227-2703

9. 提案書のプレゼンテーションの日時及び場所

令和2年3月25日において、上記6にて提出した提案書のプレゼンテーションを神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クィーンズタワーB15階 国立研究開発法人水産・研究教育機構会議室で行う。

なお、詳細は別途調整する。

10. 企画提案書等の審査方法及び審査基準

機構内に設ける審査委員会において、応募要領別添で定める審査項目及び審査基準に従い審査する。

11. 候補者の決定方法

国立研究開発法人水産・研究教育機構に設置する企画競争審査会において企画提案書を審査し、最も適した賃貸借物件を提案したと認められる者を契約予定者とする。承認された相手方には当該結果を通知する。

12. 企画提案書の無効

本公告に示した競争参加資格を満たさない者、虚偽の資料を提出した者、求められる義務を履行しなかった者、その他企画競争に関する条件に違反した者の提出した企画提案書等は無効とする。なお、競争参加資格確認通知を受けた者であっても、審査の時ににおいて物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者の応募は無効とする。

13. 契約書の作成

別途契約書を作成するものとする。

14. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産・研究教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

15. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産・研究教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本企画競争の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所にて1回提出いただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

16. その他

（1）契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）資料に虚偽の記載を行った場合は、指名停止を行うことがある。

「本部事務所の賃貸借」に係る企画審査基準

		配点		
		合計	基礎点	加点
(1) 賃料等				
	月額賃料(共益費を含む)はどうか (企画書(1)①関係)	25	-	25
	敷金かどうか(企画書(1)②関係)	5	-	5
	仲介手数料はどうか(企画書(1)③関係)	5	-	5
	毎月発生する清掃費等はどうか(企画書(1)④～⑨関係)	5	-	5
(2) 物件要目				
	立地、場所、面積についての必須項目(企画書(2)1. ②③⑨⑩⑫⑭)を満たしているか	5	5	-
	立地、場所、面積は優れているか(企画書(2)1関係)	10	-	10
	ビル管理についての必須項目(企画書(2)2. ①④⑥)を満たしているか	5	5	-
	ビル管理は適切か(企画書(2)2関係)	5	-	5
	設備についての必須項目(企画書(2)3. ③⑥⑦⑩⑪⑮⑯⑰)を満たしているか	5	5	-
	設備は優れているか(企画書(2)3関係)	10	-	10
	物件周辺の利便性等はどうか(企画書(2)4関係)	10	-	10
	使用に当たっての制約等により支障を来す恐れがないか その他、公序良俗を乱すようなことはないか、駐車場・車寄はあるか(企画書(2)5関係)	5	-	5
	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下、ア～ウの法令に基づく認定を受けている場合の加点 ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目2点※1 ・2段階目3点※1 ・3段階目5点 ・行動計画1点※2 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) イ次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・くるみん認定企業3点 ・プラチナくるみん認定企業5点 ウ青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定5点	5	-	5